

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

一般社団法人愛知県トラック協会

令和2年7月7日

1. はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルスによる感染の予防及び感染拡大の防止を図るため、政府及び愛知県並びに全日本トラック協会の策定した感染予防ガイドライン（以下「基本ガイドライン」という。）等を基本に、当協会における新型コロナウイルス感染予防策として実施すべき基本的事項について整理したものである。

2. 感染防止の基本的考え方

協会は、協会職員に対して感染予防のため自らが取り組むべき施策等について指導・助言・周知等を行うとともに協会が行う各種事業活動等においても感染リスクがあることを理解させる。また、注意喚起及び防止措置を積極的に取らせ、もって感染を防止するための最大限の対策を講じる。

3. 講じる具体的な対策

(1) 推進体制の確立

専務理事を総括責任者とし各部部長が対応する部における実施責任者とする。総括的な実施事項及び情報収集並びに庶務的事項は総務課が統括処理し、各部長に連絡等する。また各常務は専務理事を補佐するものとする。

なお、事務局内に感染者または濃厚接触者が確認された場合においては、事務局機能継続のための拠点設置順位は下記の通りとする。

順位：第1	総務課	(トラック会館1階)
第2	企画広報課	(トラック会館2階)
第3	研修部	(中部トラック総合研修センター)
第4	尾東支部	(尾東トラック輸送サービスセンター)

(2) 出勤の判断

職員は出勤日の朝は、可能な限り体温測定を実施し、目安として37.5度以上の熱がある場合は、出勤せず自宅待機とする。それ未満であっても倦怠や疲労感、味覚障害等の普段と異なる体の異常を認めた場合や発熱が4日以上続く場合も自宅待機とし、その旨協会に連絡する。また、同居の家族または接触者にコロナウイルスと認められるまたはその恐れがあるとされた場合も同様とする。

上記状況で自宅待機となった場合は、十分な療養及び休養をとり、症状がなくなった場合は、協会に連絡しその指示に従う。

(3) 衛生環境の確保

○ 通勤時

テレワーク、時差出勤、ローテーション勤務など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし公共交通機関の混雑緩和を図る。自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる職員には、これを励行する。また、公共交通機関を利用する職員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

○ 事務室等での勤務および会議等の開催

- ① 職員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。また、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ② 仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。）。
- ③ 窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ④ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ⑤ 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ⑥ 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ⑦ 会議やイベントは、オンラインによる会議（※1）の他、身体的距離最低1メートル以上を確保（※2）する等、極力感染リスクの少ない方法を検討し開催する。また、1メートル以上確保できない参加者が見込まれる会議やイベントの開催については、それぞれ感染リスクを考慮し都度判断するものとする。
 - ※1 インターネット用いた、音声や映像伝達、資料共有などの機能を有する遠隔でのWeb会議。
 - ※2 会議室の椅子を減らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
- ⑧ オンライン以外での、招集され開催される他所の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ⑨ 協会内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、職員に対して感染防止対策を周知する。

○ 休憩・休息スペース

- ① 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。また、使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。

- ② 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ③ 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。

○ トイレ

便器は通常の清掃で構わないが、不特多数が使用する場所は清拭消毒を行う。便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。また、ハンドドライヤーが設置されている場合は利用を止め、共用のタオルを禁止するほか、職員は個人用タオルを持参する。

(4) 職員・来訪者または来場者への協力依頼

○ 協会施設への立ち入り

協会関係者、施設利用者など外部の立ち入りについては、当該者に対して、職員に準じた感染防止対策を求める。

○ 職員に対する協力指示

職員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『『新しい生活様式』の実践例』を周知するなどの取組を行う。また職員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。

○ 利用者に対する協力のお願い

協会施設に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示を行う等により、マスクの使用、消毒の適宜実施など感染拡大防止について理解と協力を求める。

4. 感染者が確認された場合の対応

(1) 職員の感染が確認された場合

保健所、医療機関の指示に従う。感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。また、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

(2) その他

保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

5. 留意事項

各部は、その所掌する事務事業において部外者と接しなければ業務の実施または運営等ができない場合は、基本ガイドラインおよび本ガイドラインを踏まえ、実施責任者の指揮のもと、感染予防に資するあらゆる施策を積極的に実施し、職員の罹患防止を図るとともに、集団クラスターの発生源とならないよう最大限の取り組みを行うものとする。

常任理事会 (定数27名)

委員会 (委員定数9名~22名)

愛知県トラック会館 5階 ホール (180名収容)



従前のトラック会館 第1会議室からホールに変更。
 会場は定数または出席数に応じて変更する。
 正副会長は1.8m間隔で横並びとし、理事席はスクール形式、
 互い違いに座ることで間隔を前後左右1.8m確保する。
 常勤役員は建物東側の窓側、職員は会場後部へ間隔を開けて
 着席する。(下図は常任理事会の一例)



理事会 (定数60名)

愛知県トラック会館 5階 ホール (180名収容)



従前のトラック会館 第3会議室からホールに変更。
 正副会長は1.8m間隔で横並びとし、理事席はスクール形式。
 互い違いに座ることで間隔を前後左右1.8m確保する。
 事務局は、建物東西の窓側に間隔を開けて着席する。
 全体に間隔が確保できない場合は、外部の会場で開催する。

